資料：帳簿の記載・保存

以下の「対象事業者」のいずれかに該当する事業者は、帳簿を備えて、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに以下に掲げる事項について記載する必要があります。

また、帳簿は１年ごとに取りまとめて５年間保存する必要があります。（法第 12 条第 13 項）

■産業廃棄物の保管基準（施行規則第 8 条の 5 第 1 項、第 8 条の 18 第 1 項）

対象事業者	帳簿記載事項
事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するための「産業廃棄物処理施設」又は「同施設に含まれない焼却施設」が設置されている事業場を有する事業者	当該施設において処分される産業廃棄物の種類ごとに、 ・処分年月日 ・処分方法ごとの処分量 ・処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 ※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載する。
事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者	事業場の外において自ら処分する産業廃棄物の種類ごとに、 ①運搬 ・産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ・運搬年月日 ・運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ・積替え又は保管を行った場合は、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 ②処分 ・産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 ・処分年月日 ・処分方法ごとの処分量 ・処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 ※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を記載する（①②共通）。
事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者	特別管理産業廃棄物の種類ごとに、 ①運搬 ・特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ・運搬年月日 ・運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ・積替え又は保管を行った場合は、積替え又は保管の場所ごとの搬出量 ②処分 ・特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 ・処分年月日 ・処分方法ごとの処分量 ・処分（埋立処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量